

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和2年5月28日 12時00分ごろ
発生場所	神奈川県 <small>にのみや</small> 二宮町二宮海岸沖 大磯港西防波堤灯台から真方位245° 3.1海里付近 (概位 北緯35° 16.9′ 東経139° 15.7′)
事故の概要	水上オートバイエムズ3号は、北東進中、波を乗り越え着水する際、船長が負傷した。
事故調査の経過	令和2年6月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ エムズ3号、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	235-47482 神奈川、株式会社濱畑企画
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約5.0m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、二宮海岸沖を約60km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で北東進中、船長が、船首方至近に認めた浮遊物を右に避けた後、前方至近に波高約1mの波を認め、波を乗り越え着水する際、右舷舷縁に右足の脛と踵<small>すね かかと</small>が当たり、右舷側に落水した。</p> <p>船長は、自力で本船に這い上がり、出発場所のマリンクラブに戻ったところ、右足に痛みを感じたので、友人に119番通報を要請し、救急車により病院に搬送され、右腓骨骨幹部及び右足間接内果骨折と診断された。</p> <p>船長は、約60km/hの速力で波を乗り越えた際、船首が跳ね上がって着水し、身体を支えることができなかったので、減速していれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、二宮海岸沖を北東進中、船長が、約60km/hの速力で、波高約1mの波を乗り越えたことから、船首が跳ね上がって着水し、身体を支えることができなくなり、右舷舷縁に右足の脛と踵が当たって負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、二宮海岸沖を北東進中、船長が、約60km/hの速力で、波高約1mの波を乗り越えたため、船首が跳ね上がって着水し、身体を支えることができなくなり、右舷舷縁に右足の脛と踵が

	当たったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 水上オートバイの船長は、付近の波の発生状況に注意を払って遊走するとともに、波を乗り越える際、十分に減速すること。